

仕 様 書

1 業 務 名

甲府市防災倉庫備蓄品棚卸業務委託

2 業 務 目 的

本市が市内防災倉庫に保管する防災備蓄品及び資機材等の棚卸作業（劣化状況等調査を含む。）を行うことにより、市内防災倉庫の在庫状況を明確にし、今後の在庫管理を円滑に行うことを目的とする。

3 履 行 期 間

契約締結日から令和6年9月30日まで

4 履 行 場 所

【別紙】「対象施設一覧」のとおり

5 委 託 内 容

- (1) 指定避難所防災倉庫及び拠点防災倉庫ごとに、各物品の数量確認を行うとともに、市で保有する帳簿上の在庫数量と差異があるものは再調査を行い、正しい在庫数量を確定する。なお、賞味期限・使用期限があるものは、物品及び期限別に確認を行う。また、帳簿にない物品が存在した場合は、これも確認する。
- (2) 非常時に備蓄品を有効かつ円滑に使用できるように、避難所及び拠点倉庫ごとに簡易のロケーションマップを作成し、物品ごとに配架位置の記載を行う。また、保管状況について、備蓄場所の出入口付近および倉庫内全体をデジタルカメラなどで撮影し、写真に記録する。
- (3) 汚破損物品・倉庫の破損などについて、個々に状態に問題がある場合は、デジタルカメラなどで撮影し、写真に記録する。
- (4) 賞味期限または使用期限が切れている物品を確認した場合は、書面等での状況報告を行う。

6 成 果 物

- (1) 備蓄品リスト及びロケーションマップ
作成した備蓄品リスト（備蓄品の数量・賞味期限等を更新したもの）及びロケーションマップ（写真含む）のデータを保存した DVD 等にて納品する。なお、ロケーションマップについては Excel 形式及び PDF 形式で成果品を納品する。
また、備蓄品リストについては、発注者が行う備蓄品関係業務に必要な各種集計や帳票出力にも対応する内容のものとし、その内容については発注者と協議のうえ作成する。
- (2) 状況報告書
汚破損物品及び倉庫の破損など災害時の使用に影響があるものについて、書面等での状況報告を行う。

7 その他

- (1) 棚卸日及び動作確認日等については、あらかじめ防災企画課と協議したうえで決定し、事前に日程表を提出すること。
- (2) 作業員については、適正な人数を配置すること。
- (3) 作業においては、原則平日9時から17時までの時間帯に行うこと。
- (4) 作業に要する資材・車両・梱包材量等は、全て受注者が負担すること。
- (5) 各施設への入退出時には、本業務の実施者であることを施設管理者に申し出ること。また、備蓄品の納品場所については、各施設の職員の指示に従うこと。
- (6) やむを得ない事情により作業が実施できない場合や遅延が生じる場合には、速やかに防災企画課へ連絡し、指示を受けること。また、必要に応じて、各棚卸先への連絡を行い、業務に支障のないよう配慮すること。
- (7) このほか疑義の生じた事項及びこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者・受注者で協議のうえ決定するものとする。